

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

北海道への移住、起業を促進するU I J ターン新規就業・地域課題解決型起業支援事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道、札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、砂川市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市及び北斗市並びに石狩郡当別町、松前郡福島町、上磯郡知内町及び木古内町、亀田郡七飯町、茅部郡森町、山越郡長万部町、寿都郡黒松内町、虻田郡真狩村、喜茂別町、京極町及び豊浦町、岩内郡岩内町、古宇郡神恵内村、積丹郡積丹町、余市郡仁木町、余市町及び赤井川村、空知郡南幌町、奈井江町、上富良野町、中富良野町及び南富良野町、夕張郡長沼町及び栗山町、樺戸郡月形町、浦臼町及び新十津川町、雨竜郡妹背牛町、秩父別町及び沼田町、上川郡鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、剣淵町、下川町、新得町及び清水町、中川郡美深町、中川町、幕別町、池田町及び本別町、増毛郡増毛町、苦前郡苦前町、羽幌町及び初山別村、宗谷郡猿払村、枝幸郡中頓別町及び枝幸町、天塩郡豊富町、網走郡美幌町、津別町及び大空町、常呂郡訓子府町及び佐呂間町、紋別郡遠軽町、湧別町、滝上町、西興部村及び雄武町、白老郡白老町、勇払郡厚真町、安平町及びむかわ町、浦河郡浦河町、日高郡新ひだか町、河東郡音更町、土幌町、上士幌町及び鹿追町、河西郡芽室町、中札内村及び更別村、広尾郡大樹町及び広尾町、足寄郡足寄町及び陸別町、十勝郡浦幌町、釧路郡釧路町、厚岸郡厚岸町及び浜中町、川上郡標茶町及び弟子屈町、阿寒郡鶴居村、白糠郡白糠町、野付郡別海町、標津郡中標津町、標津町、並びに羅臼町

3 地域再生計画の区域

北海道の全域

4 地域再生計画の目標

【概要】

北海道においては、戦後から1950年代にかけて全国と比較しても高い人口増加率を保っていた。その後、1990年代後半までは人口増加が続いたが、1997（平成9）年に約570万人に達して以降、減少に転じ、全国よりも約10年早く人口減少局面に入り、その後、全国を上回るペースで人口減少が続いている（約543万人（2015年））。そのような状況の中、景気の緩やかな回復基調のもと、有効求人倍率はほぼ9年連続で前年を上回る状況が続いており（有効求人倍率1.21倍（2018年10月））、幅広い業種で人材の確保が困難となっている。また、本道から東京圏への転出超過数は、近年減少傾向にあるものの、依然として若年者の進学・就職に伴う首都圏への転出などにより、6,000人以上となっており、働き手の減少による各産業分野における人手不足の深刻化、さらには地域経済への影響が懸念されている。

北海道全体の生産年齢人口の減少に加え、多くの若い世代の大学等進学時と就職時の東京圏への人口流出により生じる人材不足による産業競争力の低迷防止に向け、20歳代を中心とした若年層へ道内の仕事情報などの情報を効果的に提供し、東京圏からの人材環流を促す必要がある。

このため、人手不足に直面している地域の中小企業等の人材の確保及び東京圏から北海道へのUIJターンによる起業・就業の促進を図り、活気ある地域づくり・地域経済の維持に向け、より一層の東京圏からの呼び込み・呼び戻しが必須であることから、マッチングサイトの開設や移住支援金の支給により東京圏から北海道への移住者の経済的負担を軽減し、「自然豊かな北海道で子育てをしたい」「住まいや通勤時間など、快適な生活環境の中で暮らしたい」といった移住希望者の夢と希望を叶えるため、地方創生推進交付金を活用しながら、UIJターン対策の抜本的強化を図る。

また、全国の開業率が向上している（5.6%（2017年度））中、道内の開業率は伸び悩み（4.4%（2017年度））、全国との乖離が拡大している状況が続いている。起業等により、地域の課題に対応した新規の事業展開がされることはあるが、当該企業のみならず、地域全体の活性化に繋がるものであり、安心して暮らし続ける地域

社会を実現し、将来に引き継いでいく上でも極めて重要である。そのため、地域課題の解決に取り組む道内の起業者に対し、資金調達、事業計画策定支援、事業・経営に必要なノウハウ習得のための伴走支援などを行い、起業を促進し、地域の諸課題の解決を通じて、地域経済の活性化及び安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を目指す。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度増加分	2020年度増加分
		1年目	2年目
本移住支援事業に基づく移住就業者数（人）	0	8 9	9 9
本移住支援事業に基づく移住起業者数（人）	0	1	1
本起業支援事業に基づく起業者数（人）	0	1 0	3 0
マッチングサイトに新たに掲載された求人数（件）	0	2, 4 0 0	3 6 0
本移住支援事業に基づく18歳未満の世帯員を帶同して移住した世帯数（世帯）	0	—	—

2021年度増加分 3年目	2022年度増加分 4年目	2023年度増加分 5年目	2024年度増加分 6年目	KPI増加分 の累計
9 9	9 9	1 9 9	1 9 9	7 8 4
1	1	1	1	6
3 0	3 3	3 3	3 3	1 6 9
8 0 0	8 0 0	8 0 0	8 0 0	5, 9 6 0
—	8	8	8	2 4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

- ・ U I J ターン新規就業支援事業
- ・ 地域課題解決型起業支援事業

③ 事業の内容

全国を上回るペースでの人口減少及び幅広い業種での人手不足といった状況に対応するため、道内中小企業等の求人広告を提供するマッチングサイトを開設するとともに、道内市町村と連携して東京圏からの移住者への支援を行う制度を構築する。また、地域課題の解決に取り組む起業への支援を行う。

■マッチング支援事業

- ・マッチングサイトの開設・運営
- ・求人広告の個別作成指導

<支援対象企業等の考え方について>

北海道創生総合戦略を踏まえ、食関連産業や観光産業、ものづくり産業、さらには健康長寿関連産業等の振興に必要な事業者を対象として、有効求人倍率など、各種雇用統計を活用し、対象事業者の選定基準の素案を作成する。選定基準の決定に当たっては、地域説明会を開催するなどして、市町村、金融機関及び商工団体等の地域の意見を踏まえて決定する。また、市町村が地域の振興を図る上で特に必要な事業者については、市町村長の意見を聴取し、知事が認めた場合に支援金対象事業者とする。

【北海道創生総合戦略】

3 北海道の優位性・独自性を活かして経済・産業が活性化し、いきいき

と働く社会

基本方向：人々が地域に定着するためには、地域経済の活性化を図り、多様な人材が自らの能力を十分に発揮し、生活の糧となる安定的な所得が得られる就業の場を確保することが必要である。このため、基幹産業である農林水産業の振興はもとより、地域資源を最大限に活かした食や観光、ものづくりやエネルギーなどの産業振興、海外からの投資の拡大、さらにはスマート農業や宇宙航空分野といった他地域から注目される取組などを推進するとともに、これらの産業を支える人材の育成を図り、地域産業の競争力強化を図る。

■移住支援事業

- ・東京圏からの移住者で、上記の考え方に基づき指定した中小企業等へ就職または起業した者に対する最大100万円の移住支援金の支給

■地域課題解決型起業支援事業

- ・事業計画の策定支援や、経営に必要なノウハウの習得の支援（伴走型支援）
- ・起業に要する費用へ最大200万円の補助

<支援対象とする分野の考え方について>

北海道が直面している人口減少や少子高齢化で顕在化した地域課題の解決に資する分野とし、具体的には地域活性化関連、まちづくりの推進、子育て支援、社会福祉関連、買い物弱者支援などの課題に対応する事業とする。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

○道及び連携市町村は、移住支援金制度の構築、支援金の支給やその後の状況確認、マッチングサイトの構築、求人広告の作成支援を行うなど、人口減・人手不足に対応するための環境整備を行う。一方で、求人を行う地域の企業においては、求人広告の作成支援などを活用しながら効果的な求人を実施したり、首都圏で実施される合同面接会に積極的に参加し、移住希望者のUIJターンを促すことにより、地域の人口減・人手不足に対応する。

○また、道は、起業支援事業執行団体への補助を行うことを通じ、地域

課題の解決を目指す起業に対し支援金を支給するとともに、起業者が抱える販路開拓、事業計画の見直し、労務管理などの課題に個々の起業者に応じた伴走型支援を行うことにより、事業の安定的、自律的な事業運営を図り、地域課題の解決に努める。

○このように官民が協働することによって、幅広く参加を促す仕組みとするとともに、それぞれの立場を活かしてより効果的な事業の推進に努める。

【地域間連携】

○道は道内全域を見渡す立場から、北海道総合創生戦略を踏まえた移住・起業支援金制度やマッチングサイトの構築を行うとともに、民間団体を含めた体制の構築を行い、移住・起業支援金制度等が効果的に運用される環境を整備する。一方で、連携市町村は、移住支援金受給者の就業先企業の掘り起こしや、移住支援金の支給、移住支援受給者に対する地域の情報提供といった支援、起業支援における起業者へのオフィス情報など地域の情報の提供等を行う。

○このように道と連携市町村がそれぞれの立場を活かして連携を行うことにより、地域全体での活力向上を実現する。

【政策間連携】

○道は就業・移住相談窓口（北海道、東京）の運営にあたり、札幌市の若者中心の仕事相談窓口「UIターン支援センター」、厚生労働省の「ハローワーク」と連携した全道的な職業相談体制を構築し、中小企業の情報提供など、「しごと」関係機関との連携により一元的な情報の収集・提供を行う。また、「北海道空き家バンク」との連携により、移住者が必要とする「しごと」「住まい」の一元的な情報の収集・提供を図る。

○移住・定住を促進する取組と雇用施策との連携により、東京圏から地方への中小企業の人材確保、起業を促進し、転出超過数を削減する。これにより、移住を単なる人口増加ではなく、地域活力の向上へと積極的に結び付ける仕組みとしている。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（ＫＰＩ））

4の【数値目標】と同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

道が実施する政策評価制度を活用し、今年度の取組、課題、今後の方向性等を整理した上で、産官学金労言等で構成する「北海道創生協議会」において評価・検証を行う。

【外部組織の参画者】

産業団体（北海道経済連合会、商工会議所連合会、商工会）、金融機関（北洋銀行、北海道銀行、日本政策投資銀行）、医師会、社会福祉協議会、生産者団体（農業協同組合中央会、漁業協同組合連合会、森林組合連合会、木材産業協同組合連合会）、日本労働組合連合会、北海道新聞社、市長会、町村会、有識者（大学教授）

【検証結果の公表の方法】

「北海道創生協議会」における検証結果を北海道のホームページにて公表

⑦ 交付対象事業に要する経費

- 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 888,537千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

起業支援事業の対象とする社会的事業の分野について

支給対象事業は、道が定める次の社会的事業分野における事業とする。

「北海道が直面している人口減少や少子高齢化で顕在化した地域課題の解決に資する分野（具体的には地域活性化関連、まちづくりの推進、子育て支援、社会福祉関連、買い物弱者支援などの課題に対応する事業）」

5－3 その他の事業

5－3－1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5－3－2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7－1 目標の達成状況に係る評価の手法

5－2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7－2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4に掲げる目標について、7－1に掲げる評価の手法により行う。

7－3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5－2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。